

年度 賦課

## 下水道事業受益者負担金 徴収猶予決定（却下）通知書

様

|       |  |
|-------|--|
| 負担区名  |  |
| 通知書番号 |  |
| 宛名番号  |  |

第 号  
年 月 日

先に申請のあった受益者負担金の徴収猶予について、次のとおり決定（却下）したので、野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

野田市長

| 受益地の内訳 |    |     |              |          | 負担金額<br>(円) | 徴収<br>猶予<br>(%) | 徴収猶予<br>期間 | 徴収猶予額<br>(円) | 差引負担金額<br>(円) | 理由 |
|--------|----|-----|--------------|----------|-------------|-----------------|------------|--------------|---------------|----|
| 土地の所在  | 地番 | コード | 登記地目<br>現況地目 | 受益地積 (㎡) |             |                 |            |              |               |    |
|        |    |     |              |          |             |                 |            |              |               |    |
|        |    |     |              |          |             |                 |            |              |               |    |
|        |    |     |              |          |             |                 |            |              |               |    |
|        |    |     |              |          |             |                 |            |              |               |    |
|        |    |     |              |          |             |                 |            |              |               |    |

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。